

第2部

支援者の皆様へ

第1章 総論

1 「就学相談」から「教育支援」へ

平成25年9月、学校教育法施行令の一部改正が行われ、これまでの就学先決定の考え方や手続の変更が行われました。この改正に伴い、以前から行われてきた就学相談、就学支援は、単に就学先を決定するための相談ではなく、「障がいのある子どもに対する早期から就学後までの一貫した教育支援の中の一部」としてとらえ直されました。

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うためには、早期からの教育相談、就学に関わる相談、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」としてとらえる必要があります。

就学相談は、一貫した教育支援の中で、教育的ニーズを明確にし、年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられる「学びの場」を決めるという、その子のライフステージの節目を担う大事な支援です。早期からの相談を通して保護者に対して十分な情報を提供するとともに、本人や保護者の意向を最大限尊重した上で、総合的に就学先を判断することが求められます。

また、就学後も継続的な相談や個別の教育支援計画の見直しを続けることにより、子どもの発達程度、適応の状況に合わせて指導内容や支援の方向のみでなく、「学びの場」についても柔軟に見直していくことが必要です。

(1) 早期からの一貫した支援

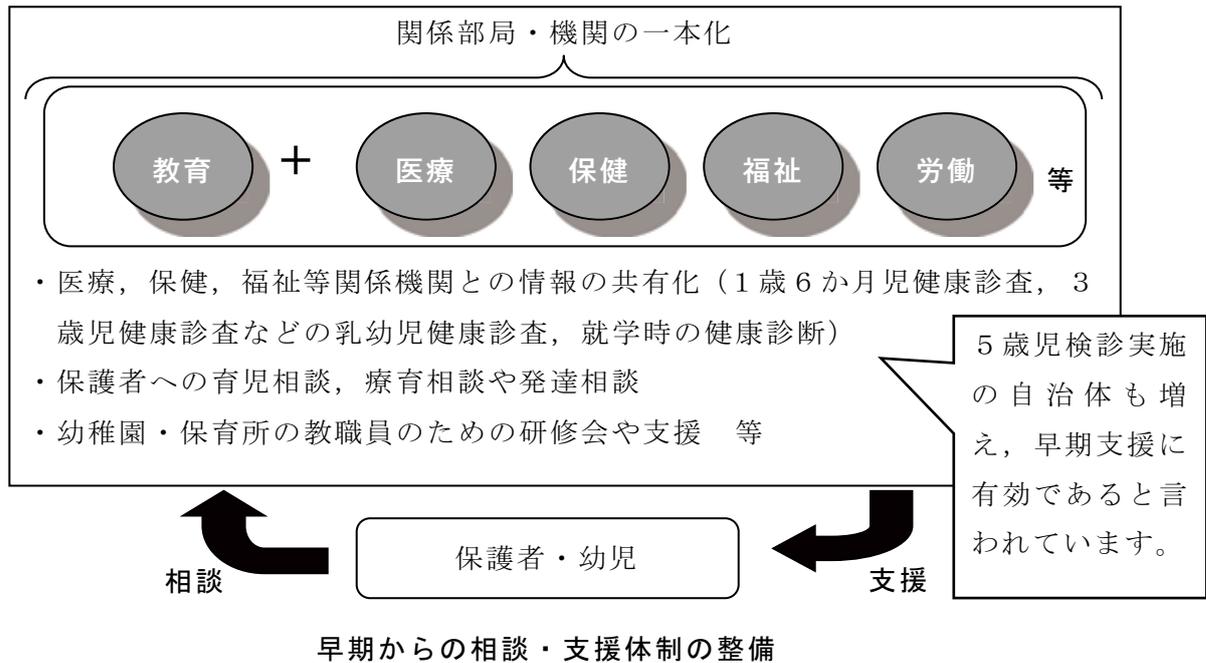
障がいのある子どもにとって、その障がいを早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加において大きな効果があると考えられます。現在、乳幼児健診等での早期発見、早期療育が進み、医療や保健センター、福祉施設における相談・療育も行われるようになり、早期から子どもと保護者を支援する体制が整ってきています。

早期からの各機関における相談や支援を共有した上で、就学期に円滑に引き継ぎ、その子にとって必要な支援を一貫して行っていく取組が市町村教育委員会には求められています。

(2) 相談窓口の一本化

市町村においては、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局・機関が一体となって、障がいのある子どもやその保護者に対する一貫した相談・支援体制を整備することが求められています。

自治体内で相談窓口を一本化する、「子ども課」等の名称で所管を一本化する、関係組織を統括する「発達支援室」を設置する等の取組が多くの市町村で行われてきています。



(3) 本人・保護者の伴走者として

障がいのある子どもが地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、医療、保健、福祉、労働等の各分野が一体となって、社会全体としてその子の自立を生涯にわたって支援していく体制をつくる必要があります。そして、支援にかかわる人や機関すべてが、本人・保護者の伴走者として、その子の育ちを支えていくことが大切です。本人や保護者の思いや願いをできる限り受け止めながら、個別の教育支援計画を関係機関で共有し、引き継いでいくことで、幼保小中高と「線」としてつないできた教育支援を、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援に発展させていきましょう。

第2章 教育相談と就学相談

1 教育相談

(1) 早期からの教育相談

① 障がいのある子どもの保護者への相談及び情報提供（心構え）

障がいのある子どもの教育にあたっては、障がいの状態等に応じて、可能性を最大限に発揮でき、自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。このため、就学先の決定にあたっては、早期からの相談を行い、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要です。

そのため、障がいのある子どもの就学先決定にかかわる市町村教育委員会の担当者、教育や保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等多くの関係者は、相互に密接な連携を図ることが必要です。

特に、就学先決定にかかわる者は、障がいのある子どもが自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要です。

ア 保護者の置かれた状態や心情の理解

我が子に障がいがあると分かると、保護者の心情は様々に揺れ動くものです。相談員等は、動揺や不安のある保護者の心情や、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、温かい人間関係の中で、保護者との信頼関係を築きながら、相談にあたることが大切です。保護者がその心の葛藤を克服し、解決への努力を続け、やがて子どもの障がいを受容していくには、相談員が果たす援助者としての役割は非常に重要です。

また、教育相談は、その後の適切な教育・支援の方向性を話し合うことが目的であり、子どもの可能性を最大限に伸長できるための教育的対応のあり方や家庭での支援について、地域や学校における「基礎的環境整備（P24参照）」の状況や提供可能な「合理的配慮（P24参照）」の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められます。そのためには、子どもの障がいやできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、様々な発達の視点から、（次ページへ）

- ・子どもができるようになったこと
- ・得意なことや好きなこと
- ・保護者がうまくかかわっている点 等

を評価して、保護者の不安を和らげながら、目的を共有し、継続してかかわることが大切です。

イ 保護者の伴走者としての対応と優先順位の共有

早期からの教育相談に求められる役割としては、次のような点があります。

- ・子どもの障がいの理解にかかわる支援
- ・子どもとのかかわり方を学ぶことにより良好な親子関係を形成するための支援
- ・乳幼児の発達を促すようなかかわり方についての支援
- ・障がいによる困難の改善に関する支援
- ・特別支援教育に関する情報提供 等

早期における教育相談にあたっては、多くの保護者は不安を抱いている時期でもあることから、方向を指し示すというよりも、保護者とともに子どもの将来について話し合うといった対応が大切です。

また、短期的な目標、中長期的な目標を明確にして、これからすべきことの優先順位を保護者と共有するとともに、子どもの成長を確かめ合い、ともに喜び合えるようなかかわりを継続することが重要です。

② 支援開始時期からの相談・支援～乳幼児期から幼稚園・保育所へ～

早期から支援を行うことによって、就学時に必要な支援は大きく異なってきます。各地域では、乳幼児健診や幼稚園・保育所、各種の子育てにかかわる事業等において、関係機関と連携しながら、時間をかけて就学相談の対象となる子どもの把握が円滑にできるような取組の工夫がされているところです。

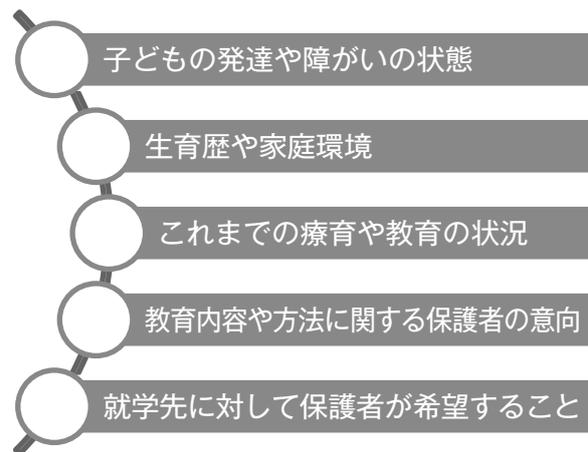
教育相談は、特別な支援が必要とされた子どもの様子を関係者が共有するところから始まります。相談や支援を行なう相談員等は、直接、子どもの様子を観察し、かかわり、保護者や保育士からも聞き取りをする中で、その子の状態を把握します。

そこでは、保護者もできるだけ同席し、ともに、その子の様子を見、情報を聞き、その子の立場に立って話し合うことが大切です。また、必要に応じて、より多角的、客観的につかむことができる発達検査等による情報提供を行うことも考えられます。それらは子どもの姿を共有することをきっかけとして、保護者が、我が子の特徴や必要な支援について気づき、理解することにもつながります。その際、関係者は保護者支援においても連携を取りながら配慮していくことが必要になります。

また、相談を重ねていく中では、早期から就学についての話題提供が必要になり、「就学に関するガイダンス（P26参照）」が行われますので、教育委員会は医療、福祉等の関係機関と早期から連携していくことも大切です。教育と福祉が互いに認識し合い、信頼関係を構築することは、支援の担い手を多層的にするとともに、就学時のキーパーソンを見つけていくことにもつながります。

③ 保護者面談

面談の内容については、「子どもの発達や障がいの状態」「生育歴や家庭環境」「これまでの療育や教育の状況」「教育内容や方法に関する保護者の意向」「就学先に対して保護者が希望すること」等が考えられます。また、個別の支援ファイル等が作成されている場合には、その活用を徹底し、丁寧に聞くことを大事にしながらも、同じ情報を不必要に繰り返し尋ねることのないよう十分留意する必要があります。



④ 子どもに関する情報の収集

ア これまでの教育及び支援機関等からの情報収集

子どもが通園・通学する認定こども園、幼稚園・保育所、小学校、支援センター、障がい児通所支援施設、放課後デイサービス、児童相談所等から保育・教育の内容や方法、特別な支援の内容や方法等について情報収集をします。また、上記機関ですでに「個別の教育支援計画」や「個

別の指導計画」等が作成されている場合には、その活用方法について各機関と協議することが大切です。

イ 行動場面の観察

新しい教育機関で行う教育をよく知る者（新1年生の場合には、小学校や特別支援学校小学部の担当者）が子どもの実際の行動場面を観察し、発達や障がいの状況を把握するとともに、成長・発達のために必要な条件等の考察をすることが重要です。

【行動場面の観察方法の留意点】

○子どもとの直接的なかかわりを大切にします。

保護者自身が子どものことについて理解を深めることができる場合が多いことから、子どもとかかわっている様子を保護者に見学してもらうことも有効です。なお、子どもによっては、直接的なかかわりによって緊張してしまう場合があるので、留意が必要です。

○子どもの可能性を探る視点を持ちます。

「できる・できない」の観点から観察を行うのではなく、どのような条件や援助があれば可能なのか等、子どもの成長や発達の可能性を探る視点をもつことが大切です。

○複数の視点から観察します。

可能であれば関係者が複数で観察を行い、多様な観点から行動を評価しましょう。観察者が一人の場合には、保護者や幼稚園・保育所等の関係者の考えを聞きましょう。

○事前の情報収集を大切にします。

子どもの障がいの状態や興味・関心をもって取り組むことができる遊び等について聞いておくことが大切です。これらの情報を手掛かりに課題の準備や環境の設定を工夫することで、より有効な情報が得られることがあります。

- ・得意なこと，好きなこと : 支援上の手がかりとする
- ・苦手なこと，嫌いなこと : 配慮上の手がかりとする
- ・障がいや病気等に起因する配慮点 : 配慮する

2 「就学に関するガイダンス」と「合意形成」

今回の法改正により、障がいのある子どもと保護者に寄り添い、支えていくという立場での支援が強く求められることになりました。

就学相談にあたっては本格的な相談が始まる前に「就学に関するガイダンス」を行い、就学先決定までの手順、特別支援学校や小中学校で受けられる支援の内容、就学後も「学びの場」の柔軟な見直しができること等について十分な情報提供をし、安心して相談に臨めるようにするとともに、保護者自らが就学先について考えることができるようにすることが必要です。

また、就学先の決定に際しては本人・保護者と市町村教育委員会、学校等との合意形成が求められます。本人・保護者に対し十分な情報提供をし、本人・保護者の意見を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行った上で就学先が決定されるよう、最大限努力する必要があります。

Point

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告 平成24年7月）です。

「基礎的環境整備」は、この「合理的配慮」の基礎となるものであり、障がいのある子どもに対する支援について、法令に基づきまたは財政措置等により、国、都道府県、各市町村でそれぞれ行う教育環境の整備のことをいいます。

行政による基礎的環境整備の上に立ち、各学校の設置者及び学校は、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けて、「合理的配慮」の提供に努める必要があります。その子にとってどのような合理的配慮が必要であるかは、障がいの状態や教育的ニーズ等により決まりますので、個別の教育支援計画作成時に検討し、可能な限り保護者と学校の合意形成を図った上で決定することが望まれます。その際、体制面や財政面において、均衡を失した過度の負担にならないものであるかを十分に検討し、判断することが求められます。

行政による基礎的環境整備例：特別支援教育支援員の加配

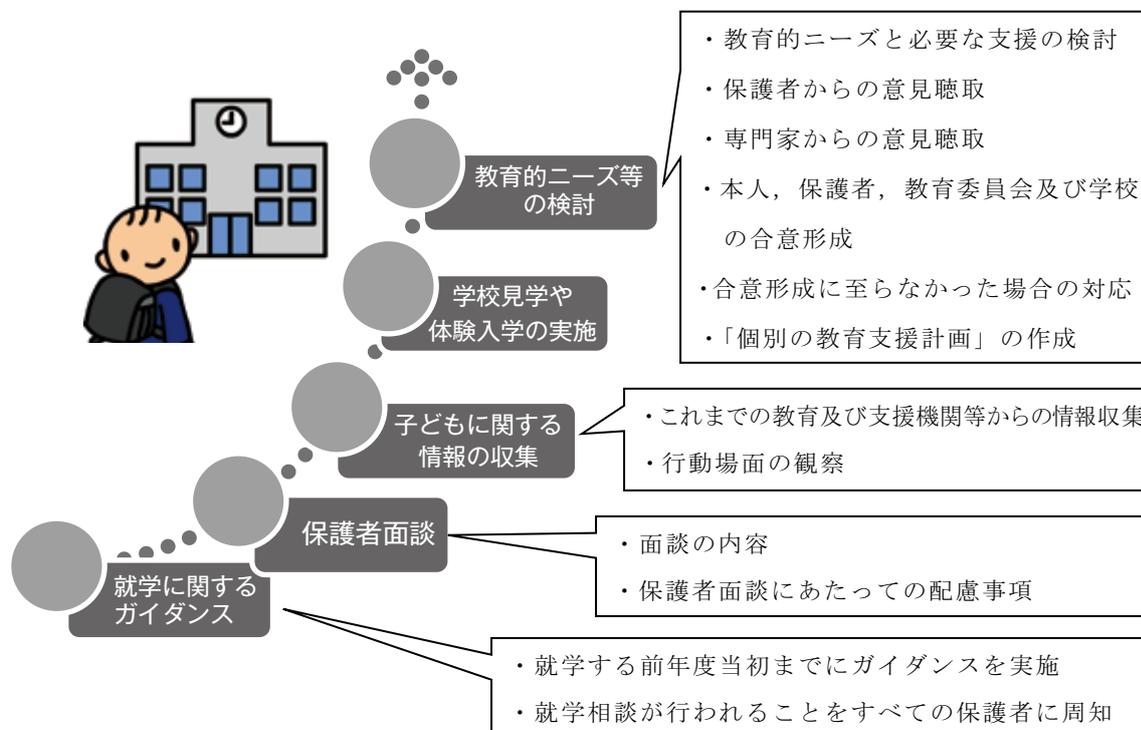
階段手すり設置、FM補聴器配備 等

学校による合理的配慮例：教材教具の工夫

特別支援教育支援員による支援 等

(1) 就学時の相談について

就学時の相談は、保護者へのガイダンス、面談、子どもの情報収集、学校見学・体験入学、教育的ニーズの検討の一連のプロセスの内容を含んでいます（保護者の障がい理解・障がい受容等により、進め方が異なることがあります）。



① 保護者への就学に関する情報提供

すべての子どもと保護者にとって、就学という節目は大きなものです。

したがって、就学に向かうための一般的な情報提供はすべての保護者に周知されることが望ましいです。多くの場合は、就学前の健康診断等の際に説明会などが行われていますが、就学の前年度には「就学に関するガイダンス」が行えるように情報提供をしておきたいものです。

また、保護者によっては、子どもの障がいの状態等により、早い時期から就学について関心や不安をもつこともあります。保護者が就学について知りたいと思ったときに、必要な情報が提供されることは大切なことです。就学に関する情報は、保護者のみならず、発達相談や療育相談、教育相談、就学相談にかかわるすべての人が同一の情報を共有できるようにすることが大切ですので、パンフレットを作成したり、教育委員会のホームページで公開したりする等、工夫して情報を提供していく必要があります。

〔就学に関する情報提供の内容〕

- ・「学びの場」の紹介
- ・教育内容の紹介
- ・就学までの手続
- ・就学に関する相談窓口 等

② 「就学に関するガイダンス」

円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、保護者が就学について十分理解し、見通しをもって就学先決定のための相談に臨むことが大切です。できるだけ就学の前年度までにガイダンスの機会を設定し、次のような内容で本人・保護者に対して就学について説明することが必要です。

〔ガイダンスの内容〕

- ・ 就学先決定までの全体的なスケジュールや手続の流れ
- ・ 就学相談、学校見学・体験入学等のスケジュール
- ・ 就学先決定後も障がいの状態等を踏まえた柔軟な転学が可能なこと
- ・ 交流及び共同学習により、「学びの場」がさらに多様に選択できること 等

〔保護者からの意見聴取〕

- ・ 就学にあたっての思いや願い
- ・ 就学先の希望

〔保護者が安心して就学相談に臨むために〕

「就学に関するガイダンス」において、保護者が安心して就学相談に臨むことができるよう以下の視点を大切にします。

- ・ 保護者が子どもの健康、学習、発達、成長などの観点を最優先する立場で就学先決定の話し合いに臨むことができること
- ・ 子どもの可能性を最大限伸ばすための就学先決定であること
- ・ 保護者の意向は可能な限り尊重されること（子どもを中心に据え、最も力と可能性を伸ばすことのできる教育的対応を保護者とともに考える）
- ・ 域内の学校（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）や支援のための資源状況、入学までのスケジュール等を分かりやすく伝え、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すこと

③ 学校見学や体験入学の実施

ア 学校見学

保護者の学校教育に対する期待を十分に理解し、見学場面における学習のねらいやその学校で取り組まれている教育課程等について、具体的に説明することが大切です。学校見学は、保護者の理解と納得が得られるまで複数回行う必要がある場合もあります。形どおりに進めることなく、保護者の意向を十分に把握しながら計画しましょう。

受け入れ側の姿勢

- ・単なる学校施設の見学だけに終始しない
- ・子どもを大切にしている第一印象を
- ・保護者を迎える温かな雰囲気を

保護者が知りたいことに明確に答える準備を

- ・就学した場合どのような合理的配慮を提供することができるのか
- ・就学した場合子どもの成長・発達の見通しはどうか

学校見学当日

- ・資料に基づき分かりやすく具体的な説明を
- ・特別な準備をするのではなく、ありのままの学校生活を

学校見学終了後

- ・保護者の疑問や感想を確認
- ・今後の相談の進め方や手続についての説明

イ 体験入学

就学前に子どもが学校の日課に従って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施するものです。体験入学が子どもや保護者にとって実施してよかったと思えるものになるよう、今後の就学相談を円滑に進めていく上で重要となります。

○保護者の子ども理解の機会

自身の子どもが実際に授業に参加している姿を保護者が見学することにより、子どもの能力や適性、教師の子どもに対する姿勢、教育内容・方法について、具体的かつ、より客観的に知る機会となります。

○学校で配慮する事項

体験入学を実施するにあたり、具体的な計画について学校全体の共通理解を図り、組織的に行う必要があります。体験入学に参加する子どもにとっては、慣れない場での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるような配慮を行うことが重要です。

④ 教育的ニーズ等の検討

ア 教育的ニーズと必要な支援の検討

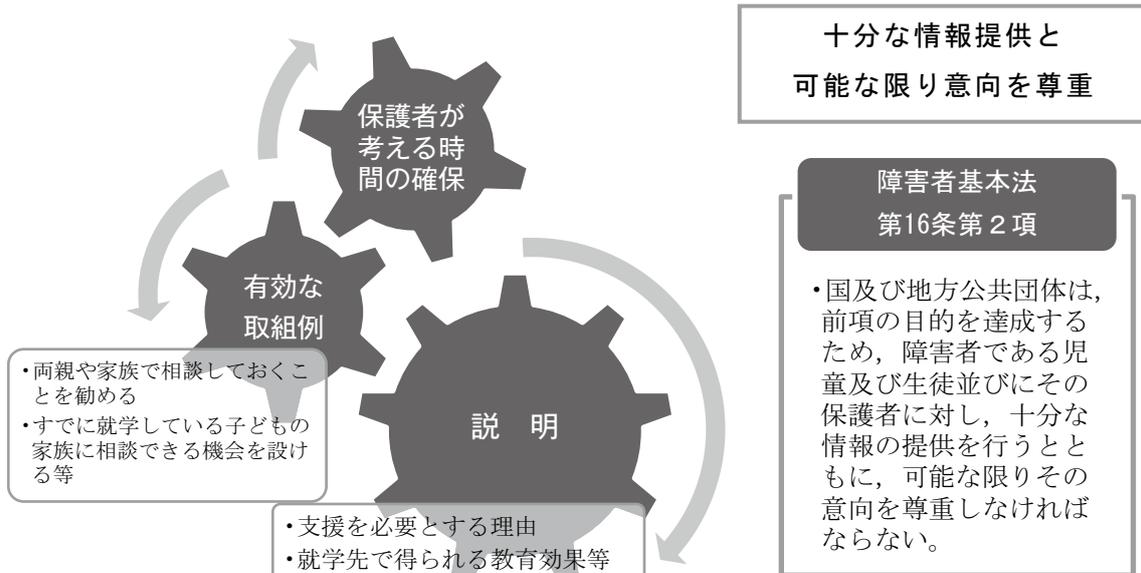
本人の障がいの状態，教育的ニーズ，本人・保護者の意見，教育学，医学，心理学等専門的知見からの意見，学校や地域の状況等を踏まえ，総合的な観点から市町村教育委員会が就学先を決定します。その際，これまでの支援の状況，保護者面談を踏まえて，該当児童生徒の教育的ニーズと必要な支援内容を整理し，本人・保護者や学校等との合意形成を進めていくこととなります。教育的ニーズと必要な支援の提供については，以下の観点から検討，整理することが重要です。

- 地域の教育資源等をどのように活用できるか
- 現在の教育資源で提供が困難な内容の明確化
- 就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容
- 期待される教育効果及び将来の支援の見通し

イ 保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取にあたっては，就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後，保護者が考える時間を十分に確保しておくことが必要です。特に，子どもが支援を必要とする理由や就学先で得られる教育効果等についても分かりやすく丁寧に説明することが重要です。

その際，本人やその保護者に対して十分な情報提供や可能な限りその意向を尊重することに留意しなければなりません。

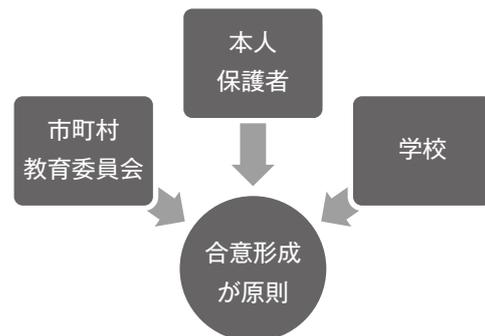


ウ 専門家からの意見聴取

就学先の検討にあたっては、教育学、医学、心理学等の専門家から意見を聴取する等、総合的な判断のための検討を行うことが必要です。この検討を基に市町村教育委員会が就学先の決定を行います。また、早期からの一貫した支援の観点から、認定こども園や幼稚園・保育所、小学校、支援センター、障がい児通所支援施設、放課後デイサービス、児童相談所の職員等の参画を得ることも有効です。

エ 本人・保護者，市町村教育委員会及び学校の合意形成

本人・保護者，市町村教育委員会及び学校が協議の場をもち，十分な話し合いを進め，教育的ニーズや必要な支援について合意形成を図ることが原則です。また，合理的配慮の内容についても合意形成を図ることが必要です。



オ 合意形成に至らなかった場合の対応

本人・保護者，教育委員会及び学校の合意形成がなされなかった場合は，市町村教育委員会の判断の妥当性を当該教育委員会以外の者の評価を参考に合意形成を進めたり，問題点を明確にした上で再度体験入学等を実施して再検討の場をもち，合意形成を図ったりするなど，市町村教育委員会が調整するためのプロセスについて明確にしておくことが必要です（P53 コラム参照）。

⑤ 「個別の教育支援計画」の作成

就学移行期において、市町村教育委員会が中心となり、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを中長期的な視点で正確に把握し、適切に対応していくという考えの下、教育のみならず医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を行うことを目的として、「個別の教育支援計画」を作成する必要があります。

就学移行期において市町村教育委員会が作成する「個別の教育支援計画」の具体的内容は、以下のとおりとすることが適当とされています。

ア 位置付け

市町村教育委員会が、原則として翌年度の就学予定者を対象に、保護者や認定こども園、幼稚園・保育所、医療、保健、福祉等の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を作成し、就学後は学校が作成する「個別の教育支援計画」の基となるものとして就学先の学校に引き継ぎます。

その際、認定こども園、幼稚園・保育所、医療、保健、福祉等の関係機関が個別の支援計画やそれに類似した計画を作成、活用している場合は、それらとの一貫性や整合性をもって作成するよう努めます。

イ 記載内容

障がいの状態、教育的ニーズ、保護者の意見、就学先の学校で受ける指導や支援の内容、就学先の学校、関係機関が実施している支援の内容等について記載します。

ウ 作成する範囲

小学校に就学する障がいのある子どもを含め、障がいに応じた教育支援を必要とする者について、必要に応じて就学移行期における「個別の教育支援計画」を作成することを目指します。

(2) 教育支援の年間計画の例

月	市町村	幼稚園・保育所	医療・保健・福祉機関	小中学校	特別支援学校
4月～12月	<p>○要支援児童のリストアップ</p> <p>・療育相談</p> <p>教育支援委員会</p>		<p>・療育相談</p> <p>○○親子教室</p> <p>・行動観察、発達検査</p>		
					教育相談担当者
1月				<p>校内教育支援委員会</p> <p>「学びの場」の見直し</p>	
	<p>・調査開始</p> <p>行動観察等</p>	<p>・保護者との面談</p> <p>・学校見学・体験入学</p>	<p>・行動観察、発達検査</p>	<p>学校見学・体験入学</p>	
2月	<p>教育支援委員会（最終回）</p> <p>次年度の教育支援の日程、スケジュール確認</p>				
3月		○小学校参観		○幼稚園・保育所参観	
4月	就学担当者	園内支援会議	保健師	校内支援会議	<p>・市内小中学校との交流</p> <p>・学校職員の参観受け入れ</p> <p>・学校見学・体験入学</p> <p>・教育相談</p>
5月				<p>・保護者との面談</p>	
6月	<p>第1回教育支援委員会</p> <p>本年度の教育支援の日程、スケジュール確認、作業開始</p>				
		<p>・保護者との面談</p>	<p>・行動観察、発達検査</p>	<p>校内教育支援委員会</p> <p>在校生について確認</p>	
	就学担当者		支援会議	支援会議	教育相談担当者
		<p>・学校見学・体験入学</p> <p>調査票・資料提出</p>		<p>学校見学・体験入学</p> <p>調査票・資料提出</p>	
7月	<p>教育支援委員会 小委員会（7月～9月）</p> <p>相談員または専門家チームの派遣</p>				
					教育相談担当者 コーディネーター 自立活動担当教員
8月	相談員 専門家チーム		支援会議、検査等		
9月			支援会議、検査等		
	調査票・資料提出	<p>○追加児童の調査</p> <p>・行動観察、発達検査</p> <p>・保護者との面談</p> <p>・学校見学・体験入学</p> <p>調査票・資料提出</p>		学校見学・体験入学	
10月	<p>教育支援委員会（9月～11月）</p> <p>就学先の判断</p>				
	<p>・保護者との懇談</p>	<p>・保護者との懇談</p>		<p>・保護者との懇談</p>	
12月	<p>特別支援学校入学予定者書類提出</p>				
1月		<p>○就学準備</p> <p>・一日入学</p> <p>・学校と保護者の懇談</p>		<p>○就学準備</p> <p>・学級編成準備</p> <p>・保護者との懇談</p> <p>校内教育支援委員会</p> <p>「学びの場」の見直し</p>	
2月	<p>教育支援委員会（最終回）</p> <p>次年度の教育支援の日程、スケジュール確認</p>				
3月					
4月	<p>必要な児童については入学式会場見学</p>				